

所得税の市町村移譲シミュレーションとその含意

——大阪府下44市町村の事例分析——

内 山 昭
新 田 陽 有

はじめに

第1節 所得税移譲＝個人住民税拡充論

第2節 所得税の市町村移譲シミュレーションの方法

第3節 シミュレーションの結果とその含意

ま と め

はじめに

地方分権一括法の施行（2000年4月）によって機関委任事務が廃止され、問題点を含みながらも国・地方の事務配分がなされた。この結果、わが国の地方分権をめぐる主要課題はもう一つの柱である財政分権、とくに国から地方への税源移譲と地方税源の拡充となってきた。政府は最近、「経済財政運営と構造改革の基本方針2003について」（閣議決定、2003年6月）で、いわゆる「三位一体改革」の下に4兆円の財政移転（交付税、国庫支出金）の縮小と3.2兆円の税源拡充の方針を示している。その規模はなお十分といえないが、それでもこの実現には小さくない困難が横たわっている。この動きを背景に地方財政学会は、第8～11回大会（2000～2003年）において税源移譲問題を主要テーマの1つとした。

所得税の地方移譲による個人住民税の拡充は、その最有力手段として学界や関係者の間でほぼ合意となっている。それは経過期間を要するとしても、所得税の基礎税率部分（10%）を府県、市町村の個人住民税に各5%分上乗せすることを想定している。筆者の一人はすでに主唱者である神野、金子両教授らの所説を検討するとともに、府県についてシミュレーションを行い、府県財政への効果、影響を考察した。〔内山、2000〕

個別市町村レベルでのそれは兼村高文教授の優れた研究（兼村等、2002）を除いて、技術的、資料的制約からほとんど行われなかったといってよい。市町村は基礎自治体であり、分権や地方自治はここでの確立が根底的意義を持つ。所得税の地方移譲が個々の市町村の財源システムに対してどのような効果を持つかを示すことなくして、その説得力は乏しいといわなければならない。

税源移譲手段や方法の理論的妥当性は第1に、どれだけの税収が自治体にもたらされ、地方の支出責任とのインバランスがどれほど回復するかということ、第2に自治体間（都道府県、市町村）、とりわけ都市と農村の自治体間格差が拡大しないかどうかによって判断される。東京都の

地方税財政制度研究会は、同上提案がこの2つの基準に合致することを論証している（「税源移譲のシミュレーションに関する調査・研究」1997）が、必ずしも十分ではない。最大の問題は、税源移譲によって個々の府県や基礎自治体のどれほどが国からの財政移転に頼ることなく、自主的財源（地方税、料金的収入、地方債）によって財源を賄えるか、あるいは賄えるようにするかが明示されていないことである。

本稿の主題は、市町村レベルの所得税移譲に関するシミュレーションを行い、財政自立度（地方税収の全歳入比）、交付税依存度という数値指標によって、その結果と含意を明らかにすることである。税源移譲の効果は都市的自治体で顕著に表れると考えられるので、典型的な都市地域である大阪府内の全44市町村を対象とする。

このために次の2点が前提的作業となる。1つは移譲すべき所得税の対象を労働所得税とするが、その理論的かつ現実的根拠を示すことである。第2に市町村レベルでの技術的な制約を克服し、シミュレーションの手法を開発することである。兼村教授の研究は個人住民税の課税標準額にもとづくものであったが、本稿では行列式を用いて、勤務地で源泉徴収された所得税を居住地である各市町村に還元、帰属させて移譲額、つまり個人住民税の拡充額を推計している¹⁾。

1) シミュレーションにおけるモデルの作成、推計にあたって、立命大学大学院博士後期課程平剛氏、同前期課程橋本貴彦氏の協力を得た。記して謝意を表す。

第1節 所得税移譲＝個人住民税拡充論

国、地方間における現行の経費と税源の配分は〔図1〕のように図示される。ここでは経費配

〈図1〉 国と地方の経費・税源配分イメージ図

（国・地方の経費配分）

中央：30	地方（府県・市町村）：70
-------	---------------

（現行の税源配分）

国税：60	地方交付税 国庫支出金	地方税：40	国債 地方債
-------	----------------	--------	-----------

（税源再配分後）

国税：50or45	* * * * * * * * * *	地方税：50or55	国債 地方債
-----------	--	------------	-----------

分において地方が約70%を占めるのに対し、地方税源は40%程度であり、財政移転(国庫支出金、地方交付税)が大きいウェイトを持つ。とくに府県、市町村とも、ほとんどの自治体が普通交付税の交付団体であり、これは本来の姿でない。財政分権が求められるのは、このような構造によって、自治体財政の自主性が著しく制約されてきたからである。

現代の経済では経済力や財政力の地域的不均等、特に都市・農村間の格差は構造的であるので、財政調整制度は不可欠であり、国・地方の経費配分と税源配分を一致させる必要はない。したがって過大な財政移転の規模を縮小し、それに見合う税源移譲を行うことが課題となる。当面その水準は財政移転を半減し、国地方の税源配分を50:50、ないし45:55とすることが目安となる。この一対の改編が「三位一体改革」と呼ばれるのは、国と地方の収入中立を想定すると税源配分の変更=地方への税源移譲が財政移転の縮小を伴うことによる。

税源移譲の対象として考えられるのは所得税か、これと消費税の組み合わせであるが、本稿では消費税が地方税としてふさわしくないと考え、所得税(特に労働所得税)だけの地方移譲を想定する。その主な理由は地方での消費税徴収が事実上不可能であり、譲与税方式とならざるを得ないこと、また当該自治体の税収と住民の負担が一致しないからである。¹⁾

所得税の重要部分または基礎税率部分(10%)の地方移譲、これによる個人住民税の拡充が財政分権の望ましい、かつ現実的方法として妥当性をもつかどうかは、シミュレーションによって全体及び個々の自治体にどれだけの税収がもたらされ、どのような効果をもつかによって判断できる。特に全国に3,200余に及ぶ市町村は大小さまざまであり、都市と農村には規模を超えた質的違いがある。それはたとえば自治体の規模、態様に見る地方税のウェイトや財源構造に如実に現れている。〔表1〕参照

<表1> 市町村税の地位 2000年

	市町村税	地方交付税	国庫支出金	地方交付税+ 国庫支出金	財政力指数
大 都 市	38.9%	9.1%	12.0%	21.1%	0.80
中 核 市	41.9%	12.6%	11.2%	23.8%	0.78
特 例 市	44.3%	11.4%	10.6%	22.0%	0.83
中 都 市	47.2%	10.0%	9.2%	19.2%	0.83
小 都 市	33.6%	23.4%	8.8%	32.2%	0.59
町 村	20.4%	38.4%	5.9%	44.3%	0.33
市町村平均	36%	19%	9%	28%	

市町村税には法人住民税を除く。国庫支出金には交通安全対策特別交付金を除く。
総務省(2002)『地方財政白書』より作成。

筆者の一人である内山は府県レベルで財政力指数0.5以上の17府県(東京都は不交付団体であるので除く)と0.5に近い3県(石川・岡山・長野の各県)、0.3台の北海道、0.2台の高知県を加えた計22府県について1996年のデータでシミュレーションを行った。内山が主眼をおいたのは、個人住民税の拡充額=労働所得税の5%分移譲額と普通交付税との相関関係を数値指標で示し、不交付団体数の増加や交付税依存度の変化を推計することである。²⁾

この分析によると、労働所得税の5%分の移譲によって東京都を含む5都府県(大阪・神奈川県・愛知・静岡)、および財政力指数0.7以上の2県(埼玉・千葉)を加えた7都府県が不交付団体化する。また同指数0.6台の京都府、兵庫県は法人事業税収の安定化や財政効率化などの措置がとられれば、不交付団体化が可能である。これら9都府県に居住する人口は6,122万人(2000年)、

総人口1億2,700万人の48.2%にあたる。他方、他の38道県は交付税依存度が相当低下するものの、交付団体にとどまる。

市町村レベルに関しては、資料的技術的制約から非常に困難であり、ほとんど存在しなかったが、最近前述の兼村教授が、千葉県と島根県の全市町村について個人住民税所得割の課税標準額の資料を入手され、これにもとづくシミュレーションを行っている。同教授は3つのケースについて試算を行い、都市的自治体と農村的自治体に対する影響の違いを明らかにしている。³⁾

この研究は優れた先駆的研究であるが、大きな難点がある。というのは移譲する所得税の減税の方法が示されていないことである。個人住民税の拡充は国の所得税移譲と税収中立が望ましいこと、個々の住民にとっても所得税の減税額と個人住民税の増税額が一致させるべきであることを考えると、克服すべき課題として残るのである。これに対して、われわれのシミュレーションの手法は所得税の最低率部分（10%、府県、市町村各5%を想定）の移譲を前提に、各市町村の増収額を推計し、財政自立度や交付税依存度の変化を検証するのである。

- 1) 「大阪府地方税あり方研究会」のシミュレーション〔大阪府、2000〕は、いずれも所得税と消費税をセットにした3ケースについての移譲案である。この研究会は座長を米原淳七郎氏が務め、長沼進一、林宜嗣、松井健（大阪府総務部税務室長）、上田均（大阪府総務部所属）の各氏によって構成されている。シミュレーションのモデルや結果の概要は、次の資料による。大阪府（2000）「平成12年度 大阪府地方税あり方研究会報告書」。
- 2) 内山昭「地方分権と税源移譲論」静岡県立大学経営情報学部『経営と情報』第12巻2号、2000年4月。
- 3) 兼村高文、佐竹正好、稲田圭祐「市町村住民税拡充のシミュレーション分析—千葉県・島根県全市町村の増収推計と財政分析—」『地方財務』572-3号所収、2002年1～2月。

第2節 個人住民税拡充シミュレーションの方法

1. なぜ大阪府内の市町村を対象とするか

このシミュレーションでは、労働所得税の基礎税率部分10%（府県、市町村各5%）を地方に移譲、つまり個人住民税を拡充したとき、これに見合う財政移転額を縮小することを想定する（すなわち国と地方の歳入は中立である）。この場合、普通交付税と国庫支出金のいずれかが対象となりうるが、ここではまず普通交付税に代替させる。したがって、シミュレーションの目的は、税源拡充額と普通交付税との相関関係を示して、市町村の財政自立度がどれほど高まるかを数値・指標で推計することにある。

労働所得税の5%相当額の移譲によって、個人住民税の増収が現在の普通交付税額を越える団体は少なくない。大都市および中都市の大部分は特に大きな期待をもてるだろう。不交付団体にならなくても、歳入に占める地方税の割合が上昇し普通交付税への依存度は低下するから、分権の視点から望ましい結果となることが予想される。

このようにシミュレーションの意図は、労働所得税の移譲＝市町村個人住民税の拡充によって、普通交付税への依存度や財政的な自立度がどれほど変化するかを明らかにすることにある。それは、経済力が集中し、財政力が相対的に高い都市地域（大都市圏）において顕著であると考えら

れる。

大阪府内市町村をシミュレーションの対象とするのは、大阪府域が全体として都市的地域であることによる。大阪府は都市化の進展で森林面積が減少し、府下の総森林面積は58,000ha、東京都の78,000haより少なく、全国最下位である。全国平均(北海道を除く)の41.7万haと比較してもかなり小さいことが分かる。また土地利用のあり方は、[表2]のように都市的であることが明白である。

<表2>都道府県別民有地の利用

	民有地							
	総数	宅地		非宅地		うち田	うち畑	うち山林
		割合	割合	割合	割合			
大阪府	893	487	54.5%	337	37.7%	133	44	160
東京都	1,066	548	51.4%	443	41.6%	7	115	321
高知県	3,184	91	2.9%	3,023	94.9%	269	156	2,598
鳥取県	1,353	97	7.2%	1,091	80.6%	270	163	658
全国	163,005	15,258	9.4%	131,497	80.7%	27,840	25,173	78,484

(注) 全国については1998年の数値、都道府県については1999年の数値である。

[出所] 大阪府企画調整部統計課(2001)『平成12年度 大阪府統計年鑑』12頁より作成。

大阪府や東京都は、民有地の半分以上を宅地として利用しているのに対し、高知県や鳥取県(財政力指数0.3未満)では、その8割以上が田・畑・山林等である。人口密度にしても同じである。大阪府は4,652人/km²、東京都は5,517人/km²に比して、高知県は115人/km²、鳥取県は175人/km²である²⁾。しかも大阪府内市町村には人口密度が千人/km²以下の自治体が5つしかない。就業構造をみると、第一次産業(0.1%から9.6%)より第二次産業(22.4%から43.8%)、第二次産業より第三次産業(55.2%から75.1%)の就業率が高く、第1次産業へは全体平均で1%にもならない³⁾。

大阪府域の都市的特徴は財政上の数値にも表れている。1999年度、歳入に占める地方税が50%超の自治体は44団体中13団体で、ほとんどが30%を超える(41/44)。財政力指数は1.62~0.39の範囲であり、1.0を超える自治体が8団体、0.7~1.0未満が22団体、0.5~0.7未満が11団体、0.5未満が3団体である。その内、不交付団体は3市1町である。普通交付税の割合の高い自治体で34.3%(対歳入比)、少ない自治体では0.5%、府内の平均5.8%である。これを国庫支出金も含めた依存財源(国・府支出金)で見ると、その数値はそれぞれ75.7%、10.9%、22.4%となる。(〈付表2〉大阪府下市町村の財政状況 参照)

大阪地域はきわめて都市的でありながら、それが財政上の数値に反映されず、逆に普通交付税と国庫支出金への依存が、あまりにも過大である。労働所得税の5%相当額の市町村移譲は、一方では不交付団体を増加させ、他方で普通交付税依存度を低下させることが期待できる。その上、不交付団体となった自治体は税収中立を想定すると国庫支出金の削減まで可能となり、その方法の検討が課題となる⁴⁾。

2. 居住地ベースの労働所得税算出方法

このシミュレーションでは労働所得税の基礎税率部分である10%を、道府県・市町村に各5%移譲し、市町村個人住民税(個人市町村民税)所得割に上乗せしたときの各市町村における税収効果の推計がキイ・ポイントである。

国税の所得税と個人住民税の課税対象はともに個人の所得であるが、前者の中心を占める給与所得税はそのほとんどを企業が源泉徴収し就業地で納付する（以下、これを「就業地ベースの労働所得税」と呼ぶ）。これに対し、後者は居住地で課税され納される（以下、これを以下「居住地ベースの労働所得税」と呼ぶ）点に違いがある。本稿ではこの点に着目し、居住地ベースの労働所得税額を算出するため、下記のようなモデルを作成した。

$$\begin{bmatrix} w_{11} & \cdots & w_{145} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ w_{451} & \cdots & w_{4545} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 \\ \vdots \\ t_{45} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{45} \end{bmatrix}$$

$$W \quad \times \quad T = X$$

W ：表頭と表側に大阪府内44市町村＋その他都道府県の計45項目を並べた（45×45の行列）。

T ：就業地ベースの一人あたり労働所得税列ベクトル

X ：居住地ベースの労働所得税額⁵⁾

w_{mn} ：居住地が m ，就業地が n の従業者数⁶⁾

t_m ：大阪府内各市町村の一人あたり労働所得税⁷⁾

※ w_{4545} は、その他都道府県に居住し、その他都道府県に就業している人数である。しかし本稿においては分析の対象外となるため0とおいた。

居住地ベースの労働所得税を算出する過程は、数多くの作業をとまなう。

1) 大阪府内税務署別就業地ベースの労働所得税の算出

〈付表iii〉大阪府内税務署別就業地ベースの労働所得税額，参照。

大阪市の就業地ベース労働所得税額は、大阪市内19税務署⁸⁾における税額の合算である。

当該シミュレーションで用いる労働所得税額は、源泉所得税のうち、給与及び報酬にかかる所得税と、申告所得税のうち、事業所得者にかかる税（営業・農業・その他事業）の合計である。申告所得税からその他所得者のそれを除くのは、配当所得や譲渡所得など、居住地との関連が不明瞭な所得が含まれるからである。

2) 大阪市および大阪府内その他市町村別の就業地ベース労働所得税の推計

〈付表iv〉大阪府下市町村別就業地ベースの労働所得税推計，参照。

大阪市の労働所得税額は、市内19税務署の合算である。堺市・東大阪市のそれは、1税務署が当該市を管轄しているので同署における税額がそのまま用いられる。以上3市以外は複数の市町村を各税務署が管轄している⁹⁾ので、当該市町村の従業者数の割合から推計した。

3) 大阪府内市町村間およびその他都道府県間における15歳以上就業者の流出入数の算出

〈付表v〉大阪府下市町村に従業する15歳以上従業者の居住地別集計表

〈付表vi〉大阪府内市町村の流出入人口数，参照。

表頭、表側に大阪府下44市町村を並べ、ある表頭市町村で働く15歳以上従業者が、どの表側市町村に居住しているのかを示す。つまり、この表の列は表頭市町村への流入を表し、行は表側市町村からの流出を表すことになる。

- 4) 各市町村に帰属する居住者ベースの労働所得税額の算出
 <付表vii>大阪府内市町村別の居住地ベース労働所得税，参照。
 3) で作成された表は，行列 W そのもの¹⁰⁾である。

上記の推計方法を 2 市が存在する A 県を想定して説明すると，次のようになる。

		表頭市			
		a市	b市	他県	合計
表側市	a市	20人	15人	5人	40人
	b市	10人	25人	5人	40人
	他県	5人	10人	15人	30人
	合計	35人	50人	25人	

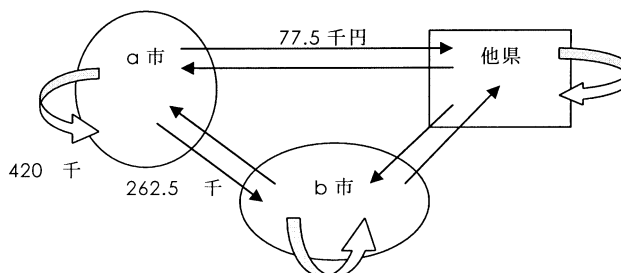
(人数は表側市から表頭市への流入者数である)

a 市, b 市, 他県, それぞれの一人あたり労働所得税が21.0千円, 17.5千円, 15.5千円だとし
 て, 居住地ベースのそれをこのモデルを使って算出すると, 以下のようになる。

$$\begin{aligned}
 & \begin{bmatrix} w_{aa}, w_{ab}, w_{ac} \\ w_{ba}, w_{bb}, w_{bc} \\ w_{ca}, w_{cb}, w_{cc} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} a \text{ 市の一人あたりの労働所得税 } (t_a) \\ b \text{ 市の一人あたりの労働所得税 } (t_b) \\ \text{他県の一人あたりの労働所得税 } (t_c) \end{bmatrix} \\
 &= \begin{bmatrix} w_{aa} \times t_a + w_{ab} \times t_b + w_{ac} \times t_c \\ w_{ba} \times t_a + w_{bb} \times t_b + w_{bc} \times t_c \\ w_{ca} \times t_a + w_{cb} \times t_b + w_{cc} \times t_c \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 20 \times 21.0 + 15 \times 17.5 + 5 \times 15.5 \\ 10 \times 21.0 + 25 \times 17.5 + 5 \times 15.5 \\ 5 \times 21.0 + 10 \times 17.5 + 15 \times 15.5 \end{bmatrix} \\
 &= \begin{bmatrix} 420 + 262.5 + 77.5 \\ 210 + 437.5 + 77.5 \\ 105 + 175 + 232.5 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 760 \\ 725 \\ 512.5 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} x_a \\ x_b \\ x_c \end{bmatrix}
 \end{aligned}$$

a 市の居住地ベース労働所得税は, 760千円である。これは a 市から a 市へ流出している労働者 (すなわち a 市に居住し a 市で働く者) が生み出す労働所得税420千円, a 市から b 市へ流出している労働者が生み出す労働所得税262.5千円, a 市から他県へ流出している労働者が生み出す 77.5千円の合計で, 行列式は労働所得税流出分を a 市に戻す作業にあたる (下記はイメージ図)。

〈図2〉居住地ベース労働所得税の算出方法



3. 移譲される労働所得税額と普通交付税の大小関係

移譲額と普通交付税額を比較し, 不交付団体数の増加や交付税依存度の変化を検証するために

以下の作業を行う。

3.1 労働所得税収のうち大阪市および他の市町村に移譲される5%相当額の平均割合の推計

〈付表viii〉給与階級別の納税者数と基礎税率部分推計額 参照。

〈付表ix〉労働所得税の税率10%部分の推計方法 参照。

わが国の所得税は、原則として各人のすべての所得を総合し、これに超過累進税率を適用することにより、所得金額の多寡、担税力の差異に応じた税負担を求めている¹¹⁾。課税所得金額330万円以下は最低税率10%を適用され、基礎税率部分とも呼ばれる。シミュレーションで移譲されるのはこの部分であるので、次に労働所得税のうちどれほどが基礎税率分相当の税額であるかを推計した。

① 労働所得税について

給与所得税（1年以上勤務者分と1年未満勤務者分の合算）、報酬等、申告所得税の合算である。

② 各労働所得税の税率10%部分の推計

〈給与所得税について〉

給与所得税の納税者について、一年以上の民間企業勤務者、一年未満の民間企業勤務者、および公務員等に分ける。このうち一年以上および一年未満の民間企業勤務者に対して、平均的に一人あたり納税額が33万円を超える800万円で境界線を引き、800万円未満分は全額、同以上分は納税者数に33万円を乗じた額が用いられる。

公務員等については、民間企業勤務者と同じ割合を用いて算出した。

〈報酬等¹²⁾について〉

報酬等は、総額の8割を算入する。

〈事業所得¹³⁾税について〉

事業所得税は、その9割分をあてる。

③ したがって各市町村毎の移譲額は労働所得税に34% $\left(68\% \times \frac{1}{2}\right)$ を乗じたものである。労働所得税の税率10%相当額の全労働所得税に対する割合は68%となる。

1) 大阪府内の市町村における労働所得税の移譲額の推計

居住地ベースの労働所得税に、上記の推計された平均割合34%を乗じた(K)。ただし、移譲額は府に5%、市町村に5%の割合で配分される¹⁴⁾である。(大阪府は高所得者が他市町村に比べて多いと推定したので32%とした)。

〈付表x〉大阪府内市町村への移譲額 参照。

2) 算出した移譲額と普通交付税の大小関係の考察

次に算出された移譲額＝個人住民税増収額と普通交付税額の割合(L)。

拡充額と普通交付税の大小関係(M)を示した。符号がプラスの自治体は交付税不交付団体となる。歳入に占める普通交付税額の割合を「交付税依存度」とし、移譲前(F)と後の依存度を比較した。また、現在の地方税額と拡充による増収分を合計し(Q)、現在の歳入に占める自主税源の割合を算出した(O₁)。拡充後、不交付団体となった自治体については、

普通交付税を超過する額と国庫支出金との関係を言及した (N)。

〈付表 xi〉移譲額と普通交付税・国庫支出金との相関 参照。

- 1) 総務省統計局 (2002)『日本の統計2002』(財)日本統計協会 105頁参照。
- 2) <http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm> 参照。
- 3) 第一次産業とは農業、林業及び漁業、第二次産業とは鉱業、建設業及び製造業、第三次産業とは電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業及び公務をさす
- 4) ただし、国庫支出金は、経費負担区分に基づき国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等から成る。普通建設事業関係が40%前後を占めるほか、義務教育負担金(約20%)や生活保護負担金(約10%)などの経常的補助金を含む。
総務省 (2002)『地方財政白書』64頁参照。
- 5) その他都道府県の一人あたり労働所得税額について
行列式を用いるさい45項目目の「その他都道府県の一人あたり労働所得税額」が必要となる。
大阪府内の就業者のうち、府外からの流入数は711,629人、そのうち近畿圏(2府4県:大阪・京都・奈良・和歌山・兵庫・滋賀)からの流入者は685,694人で、全体の96.4%である。一方、大阪府内から府外の都道府県へ流出しているのは207,636人、そのうち近畿圏へは195,906人、全体の94.5%にあたる。大阪府内の流入および流出は、その9割が近畿圏内の移動といえる。これにもとづいて、その他都道府県の一人あたり労働所得税額は、近畿圏の平均一人あたり労働所得税額を用いた。
総務庁統計局『平成7年国勢調査報告 第6巻 従業地・通学地による人口Ⅰ 人口の男女・年齢、就業者の産業(大分類)』参照。
大阪国税局総務部企画課 (2001)『大阪国税局統計書 平成11年度版』参照。
- 6) 従業者数については、総務庁統計局『平成7年国勢調査報告 第6巻』により、15歳以上従業者数を対象にして算出した。
- 7) 労働所得税については、大阪国税局総務部企画課 (2001)『大阪国税局統計書 平成11年度版』にもとづく。
- 8) 大阪福島、西、港、天王寺、浪速、西淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、東淀川、北、大淀、東、南、以上19税務署である。
大阪国税局総務部企画課 (2001)前掲書 参照。
- 9) 大阪市内以外の大阪府内には12の税務署があり、その内訳は以下の通りである。
岸和田(岸和田市、貝塚市)、豊能(池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町)、吹田(吹田市、摂津市)、泉大津(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)、枚方(枚方市、寝屋川市、交野市)、茨木(茨木市、高槻市、島本町)、八尾(八尾市、松原市、柏原市)、泉佐野(泉佐野市、泉南市、阪南市)、熊取町、田尻町、岬町)、富田林(富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、美原町、千早赤阪村)、門真(門真市、守口市、四条畷市、大東市)
大阪国税局総務部企画課 (2001)前掲書 参照。
- 10) 行列に使用するのは45行×45列である。4)で作成された表の「その他市町村」は、国勢調査の調査不可能数または調整数と考えられるので、このモデルには組み込んでいない。
- 11) 平成13年分 所得税の税額表〔求める税額=A×B-C〕

A 課税される所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円以上	37%	2,490,000円

稲垣光隆編 (2002)『図説 日本の税制 (平成14年度版)』財経詳報社 105頁より引用。

- 12) 報酬等には、原稿料・作曲料・講演料、弁護士、税理士等の報酬又は料金、診療報酬、職業野球の選手・騎手・外交員等の報酬又は料金、バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金、契約金・賞金などが含まれる。
- 13) 申告所得税のうち営業所得者、農業所得者、その他事業所得者にかかる所得税の合計とする。
- 14) 1) で推計された比率は67.9%であるが、小数点を四捨五入して68%とし、府と市町村にそれぞれ34%ずつ配分した。

第3節 シミュレーションの結果と含意

1. 不交付団体数と普通交付税依存度の変化

労働所得税の移譲によって、各自治体の個人住民税拡充額がどれほどかということは、居住地ベースでの労働所得税の推計によって可能となる。そしてその5%分の全国平均は34%であるから、これに乗じて市町村レベルの個人住民税拡充額となる。

この拡充額が自治体財政にとってどんな意味を持つかということは、次の3つの指標による検証から明らかになる。

- 1) 個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関： $\text{拡充額} / \text{普通交付税}$
- 2) 交付税依存度の変化： $\text{普通交付税} / \text{歳入総額}$
： $\text{拡充超過額} (= \text{普通交付税額} - \text{拡充額}) / \text{歳入総額}$
- 3) 拡充による地方税増加率： $(\text{地方税} + \text{拡充額}) / \text{地方税}$
- 4) 財政自立度： $\text{地方税} / \text{歳入総額}$
： $(\text{地方税} + \text{拡充額}) / \text{歳入総額}$

〈表3〉各市町村人口規模別の移譲額＝拡充額一覧

人口	団体数	移譲額(単位:百万円)	一団体あたり移譲額
大阪市	1	124,863	124,863
堺市	1	25,742	25,742
20万人以上の市	8	8,970～18,154	12,594
10～20万人の市	11	4,088～5,189	4,603
10万人以下の市	12	2,045～2,198	2,128
町村	11	151～1,013	597
合計	44	334,108	

注) 不交付団体数には移譲前からの不交付団体を含む。

個々の自治体における拡充額の規模は次の特徴をもつ。大阪市の拡充額は1248.6億円であり、人口規模260万人と同じく大阪府内で突出している。つづく堺市の人口約80万人、拡充額257.4億円とも2位である。人口20万人以上の都市は8団体（東大阪・枚方・豊中・高槻・吹田・八尾・茨木・寝屋川の各市〔降順〕）で、一団体平均の拡充額は125.9億円であるが、東大阪市と寝屋川市では100億円の差がある。人口10万～20万人の都市は11団体（岸和田・和泉・守口・門真・松原・大東・富田林・箕面・河内長野・羽曳野・池田の各市〔降順〕）で、一団体平均は46.0億円である。岸和田市と池田市の拡充額の差はそれほどなく、この11団体間には同程度の金額がもたらされる。10

万人以下の12都市（泉佐野・貝塚・摂津・柏原・交野・泉大津・藤井寺・泉南・高石・大阪狭山・阪南・四條畷の各市〔降順〕）は、一団体平均21.2億円、泉佐野と四條畷両市の差異は1.5億円である。一方、11の町村（熊取町・美原町・島本町・豊能町・岬町・河南町・忠岡町・太子町・能勢町・千早赤阪村・田尻町〔降順〕）については、一団体平均額5.9億円である。熊取町と田尻町の間には約10億円の差があるが、これは3.6万人という人口の差異に起因する。

1) 個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関

個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関は、拡充額／普通交付税で表される。これを段階別に集計すると以下ようになる。100%を超える団体は普通交付税を拡充額で相殺することができるので、不交付団体となる。移譲前から不交付団体の吹田市・高石市・泉佐野市・田尻町に加えて、移譲後に豊中市・箕面市・茨木市・摂津市・大東市・池田市・大阪市・門真市・東大阪市・枚方市・高槻市・八尾市・守口市・美原町・堺市の15団体を合わせて19団体が不交付団体となる。100%線以下の団体は依然として交付団体で、計25団体である。

〈表4〉 個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関

増額の割合	団体数
2000%以上	1
1000~2000%	1
500~1000%	2
400~500%	1
300~400%	0
200~300%	2
100~200%	8
90~100%	0
80~90%	1
70~80%	2
60~70%	3
50~60%	9
50%以下	10
合計	40

} 不交付団体化
15団体

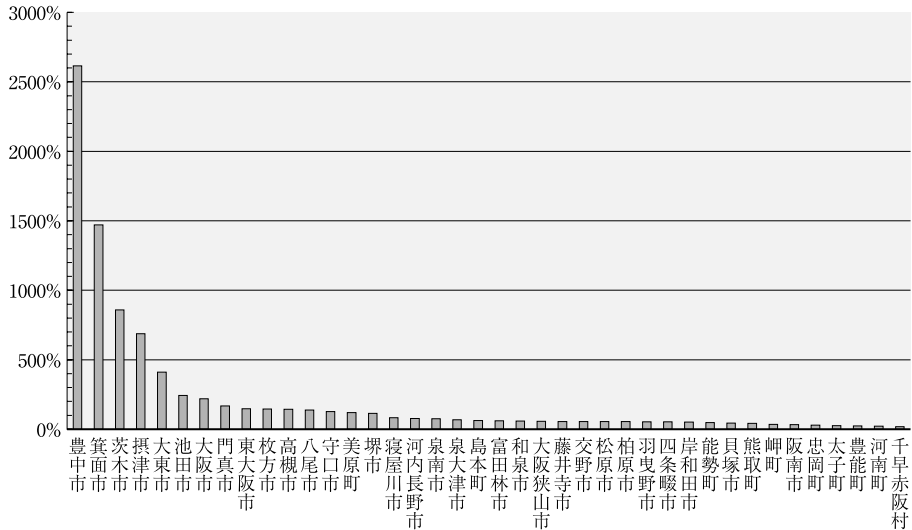
豊中市・箕面市・摂津市・茨木市では、拡充額が普通交付税額の26倍から6.8倍となった（〈図3〉個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関（降順1）参照）。一方、その他の市町村は2倍程度もしくは、拡充額が現在の普通交付税額を超えない（普通交付税額の方が多い）。池田市以下35団体については同じグラフでは明瞭に図示できないため別のグラフを作成した（〈図4〉個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関（降順2）参照）。

2) 交付税依存度

交付税依存度は、歳入に占める普通交付税の割合（＝普通交付税／歳入総額）で表すことができる。

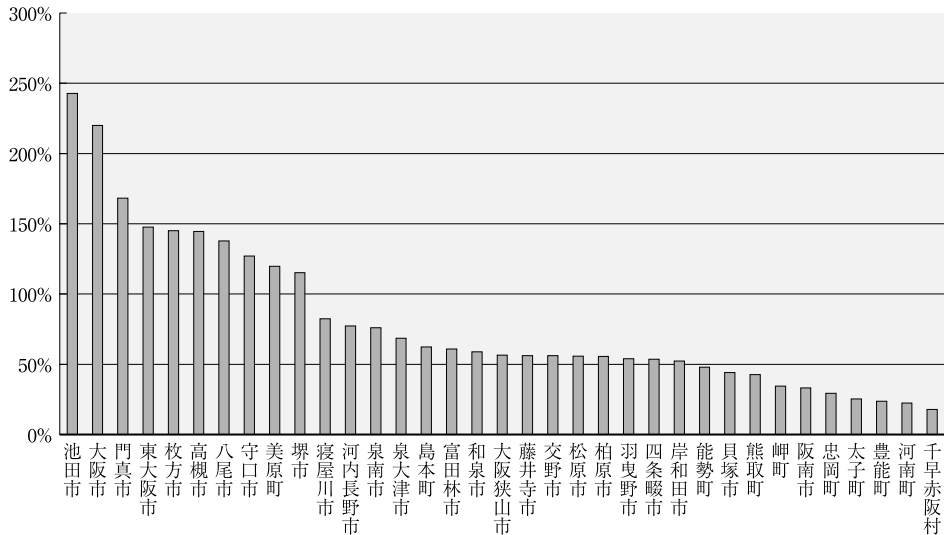
〈図5〉不交付団体の交付依存度変化（昇順） 〈図6〉交付団体の交付税依存度変化（昇順）これを図示したものである。なお、交付税依存度は分子を普通交付税とするので、現不交付団体は0%であり、図では除外している。ただし、移譲後に不交付団体となる19団体（現不交付団体を含む）の数値について説明する必要がある。普通交付税を受け取らない団体が不交付団体であるとすれば、拡充額と普通交付税が相殺されて歳入内訳から地方交付税交付金がなくなる団体の交付税依存度は0%となる。しかしここでは拡充額から普通交付税を差し引いた額（＝拡充による超過分）がマイナスの交付税だと考え、交付税依存度を負の数値を用いて算出した。理論上の数値を相対

〈図3〉 個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関



注) 移譲前からの不交付団体（吹田市・泉佐野市・高石市・田尻町）は除く。

〈図4〉 個人住民税拡充額の普通交付税に対する相関（降順2）

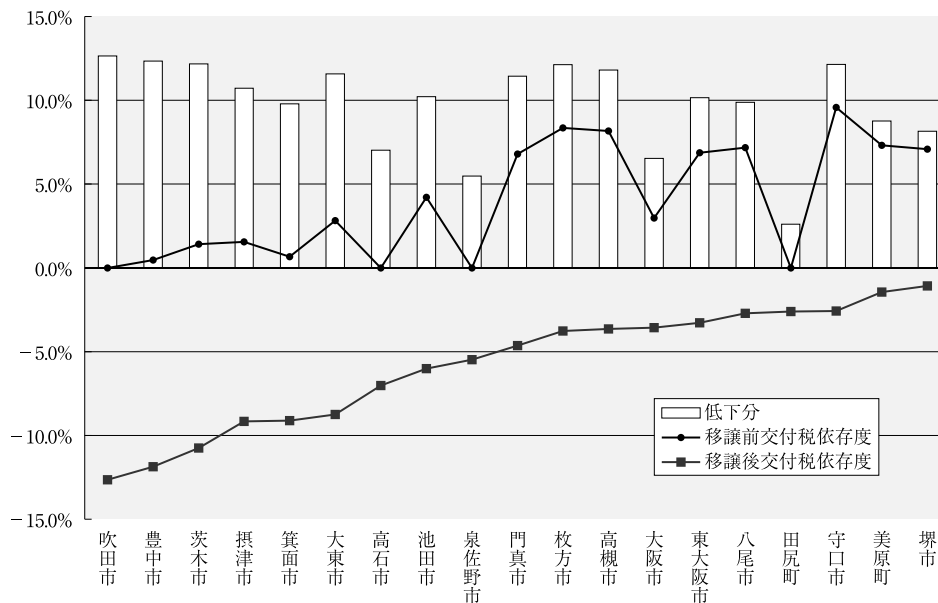


注)1 移譲前からの不交付団体（吹田市・泉佐野市・高石市・田尻町）は除く。
 注)2 豊中市・箕面市・茨木市・摂津市・大東市については、移譲額が普通交付税の3倍以上となるので除く。

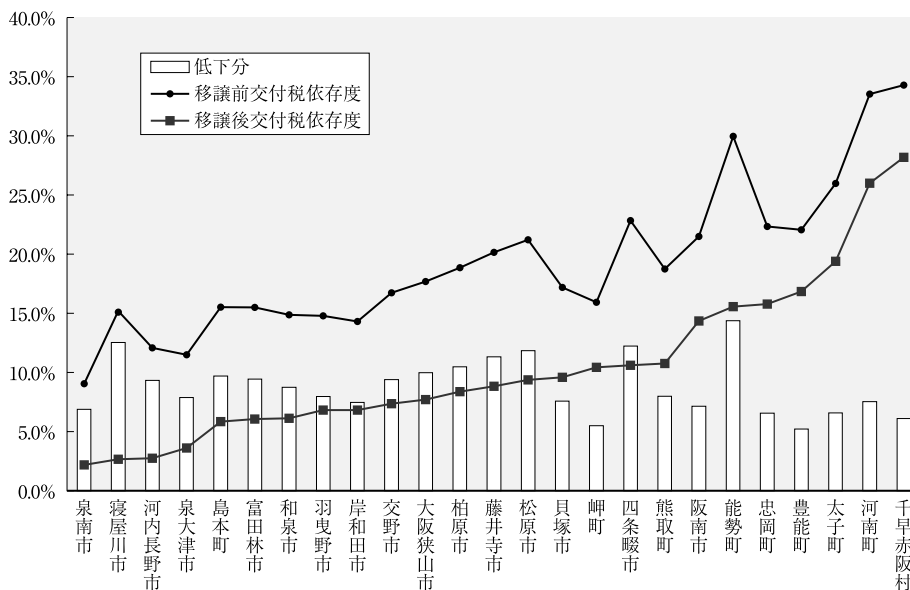
化するため、分母の歳入総額には変化を加えないことにする。交付税依存度を言い換えて「不交付度」と呼べば理解しやすい。

1999年現在、40団体が普通交付税に依存し、千早赤阪村の34.29%から豊中市の0.47%までと幅広い差異がある。30%台が2団体、20%台が8団体、10%台が14団体、10%未満～0.1%以上が16団体で、不交付団体は4団体である。

〈図5〉 不交付団体の交付税依存度変化 (昇順)



〈図6〉 交付団体の交付税依存度変化 (昇順)



所得税移譲の結果、現不交付団体4団体を除く15団体が不交付団体化するが、残り25団体は依然として交付団体である。(〈表5〉, 〈表6〉参照)

歳入のうち30%以上を交付税に依存していた2団体(河南町・千早赤阪村)は、依存度を5%強低下させ20%代となる。また、20%代だった8団体もそのほとんどが10%代となり、全団体において依存度は大幅に低下する。

〈表5〉 移譲後不交付団体(19団体)の交付税依存度変化

依存度	移譲前 団体数	移譲後 団体数
5%以上	8	0
0~5%	7	0
0%	4	0
-0.5~0%	0	10
-1.0~-0.5%	0	6
-1.5~-1.0%	0	3
合計	19	19

〈表6〉 移譲後交付団体(25団体)の交付税依存度変化

依存度	移譲前 団体数	移譲後 団体数
30%以上	2	0
25~30%	2	2
20~25%	6	0
15~20%	9	4
10~15%	5	4
5~10%	1	11
0~5%	0	4
合計	25	25

3) 拡充による地方税増加率

普通交付税への依存は、地方税の増収と反比例に作用する。また財政自立度は地方税の動きと連動する。まず、拡充による地方税増加率（(地方税+拡充額) / 地方税額）を段階別に見る。地方税額は全体の平均で119.5%の増加率を示し、5%ごとに区切ってみると、120~125%の増加を示す団体が21団体と最も多い。

増加率が130%を超えるのは能勢町で、次いで寝屋川市・松原市・羽曳野市・柏原市・四条畷市・豊能町・千早赤阪村が125%~130%の伸びを示す。一方、110%以下となるのは田尻町である。

〈表7〉 拡充による地方税増加率

伸び率	団体数
100~105%	1
105~110%	0
110~115%	3
115~120%	11
120~125%	21
125~130%	7
130%~	1
合計	44

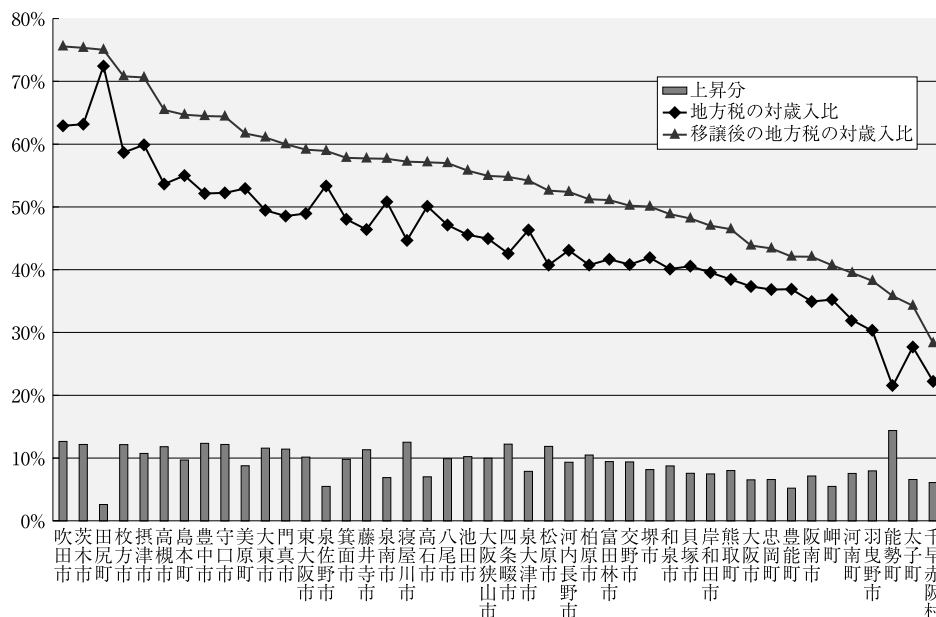
4) 財政自立度

財政自立度¹⁾は、歳入総額に占める地方税の割合で表すことができる²⁾。その変化を図示したのが〈図7〉財政自立度（降順）〈図8〉財政自立度（不交付団体・降順）〈図9〉財政自立度（交付団体・降順）である。個人住民税が拡充され歳入に占める地方税の割合が高まることは、自主財源が増加するということであり、同時に地方自治の高まりを期待できる。

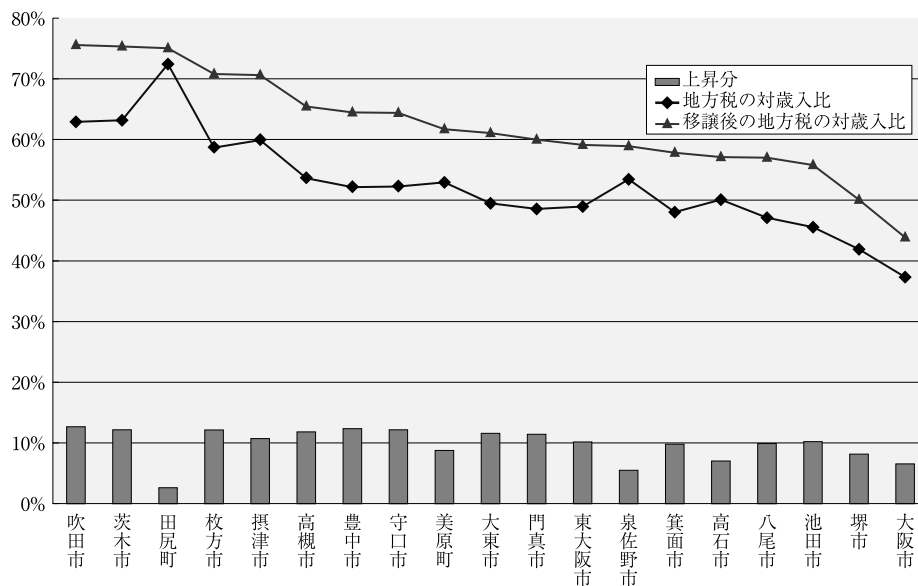
移譲後の自立度は分母が異なるため、交付団体と不交付団体とに分けて10%ごとの団体数で示すと以下の図表となる。

移譲前の財政自立度は、田尻町の73.12%が最高値で能勢町の15.57%が最低値である。交付団体では40~50%代に12団体（貝塚市・和泉市・交野市・富田林市・柏原市・河内長野市・松原市・泉大津市・四条畷市・大阪狭山市・寝屋川市・藤井寺市）ある。移譲によってそれらのほとんどの自立度が50~60%代に上昇する。不交付団体については、50~60%代の団体が最も多く8団体（高石市・泉佐野市・豊中市・美原町・守口市・高槻市・摂津市・枚方市）、次いで40~50%代が7団体（堺

〈図7〉 財政自立度（降順）



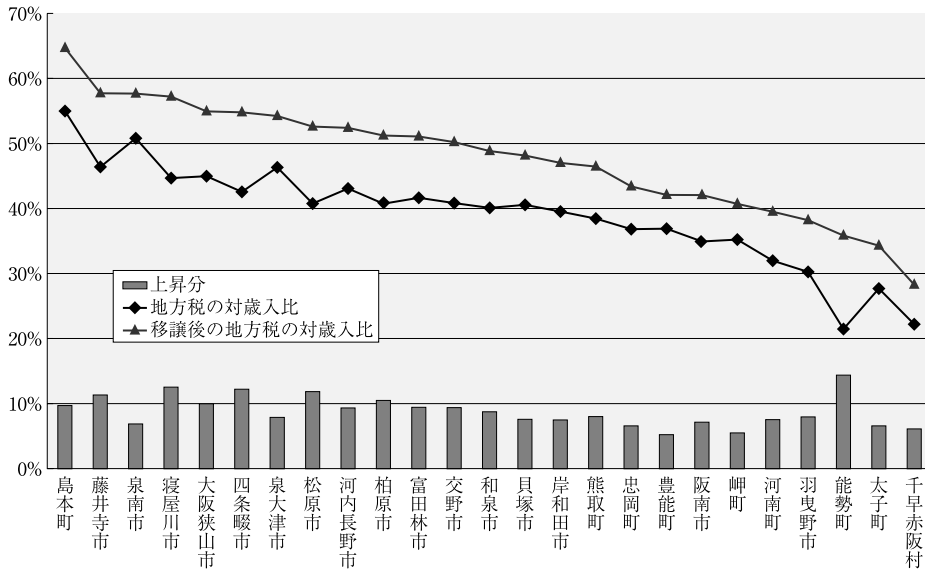
〈図8〉 財政自立度（不交付団体・降順）



市・池田市・箕面市・八尾市・大東市・東大阪市・門真市)である。

労働所得税の移譲による市町村個人住民税の大幅拡充によって普通交付税を相殺するとき、その最大の意義は次の点にある。不交付団体数が大幅に増加し（19団体）、また交付団体（25団体）における交付税依存度は著しく低下する。このことは、都市的地域の基礎自治体の財政自立度が飛躍的に上昇することに他ならない。

〈図9〉 財政自立度（交付団体・降順）



〈表8〉 移譲後不交付団体(19団体)の財政自立度変化

財政自立度	移譲前 団体数	移譲後 団体数
30%以下	0	0
30~40%	1	0
40~50%	7	2
50~60%	8	9
60~70%	2	7
70~80%	1	1
合計	19	19

〈表9〉 移譲前交付団体(25団体)の財政自立度変化

財政自立度	移譲前 団体数	移譲後 団体数
30%以下	3	1
30~40%	8	4
40~50%	12	8
50~60%	2	11
60~70%	0	1
合計	25	25

2. 分権的自治体財政システムへの前進

シミュレーションの直接的結果は、不交付団体の大幅増加と交付税依存度の低下である。現在の4団体を加えた19の不交付団体の内訳は次のとおりである。人口20万人以上の10都市のうち9都市、10~20万人の11都市のうち5都市、10万人以下の23市町村のうち5団体である。拡充後も不交付団体である25市町村の交付税依存度は、16.59%から7.34%（平均）へ低下する。労働所得税の基礎税率部分（10%）の移譲による個人住民税拡充の結果は、以下の含意と一般的意義をもつ。

第一に、不交付団体が全国的に大幅増加しうることである。人口20万人以上の都市は全国に107団体（2001年）あり、その居住者5,452万人（全人口の43%、同年）が分権的な都市に居住することになる。人口10~20万人の122都市（同年）のうち、その45%にあたる55都市が不交付団体となりうる。また、10万人以下の基礎自治体であっても、大阪府下における美原町のように、一定の人口規模をもち、経済力が豊かであれば不交付団体化は可能である。

第二に、これらの結果は、わが国の都市的地域、特に大阪府と同様の特徴をもつ大府県、東京

都、神奈川県についてはほぼ当てはまると考えられる³⁾。神奈川県内18市17町1村計36市町村のうち、人口20万人以上は9都市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・平塚市・茅ヶ崎市・厚木市・大和市)で、20~10万人の都市は4都市(秦野市・鎌倉市・座間市・海老名市)である。上記の比率をあてはめると、11都市に居住する724万人が不交付団体に居住することになり、これは神奈川県全体820万人の88%にあたる。

第三に、都市的自治体の不交付団体化と交付税依存度の低下は、地方交付税制度を本来の財政調整制度としての機能に純化する。農村地域の小規模自治体などでは、個人住民税を拡充しても交付税依存度の低下は都市と比べると相対的に小さい。しかし、交付税の本来の任務は農村の地域に対する財政調整や、ナショナル・ミニマムの保障である。したがって、都市の不交付団体化や交付税依存度の低下は、交付税を本来の姿に純化するものとして歓迎できるのである。

<表10> 拡充超過分と国庫支出金の相関

	F	G	D	K	Q	M	N
	普通交付税	国庫支出金のうち普通建設事業費支出金 注1)	地方税	拡充額(5%) J×34%	地方税+拡充額 D+K	超過分 K-F	超過分-建設補助金 M-G
	百万円	百万円	百万円	大阪のみJ×32%	百万円	百万円	
大阪市	56,779	78,249	712,954	124,863	837,817	68,084	△ 10,165
大塚中市	629	3,166	69,510	16,449	85,959	15,820	12,654
吹田市	0	1,422	68,868	13,848	82,716	13,848	12,426
茨木市	1,061	1,376	47,311	9,112	56,423	8,051	6,675
東大阪市	12,290	3,948	87,528	18,154	105,682	5,864	1,916
箕面市	333	1,468	24,042	4,898	28,940	4,565	3,097
枚方市	8,826	1,707	61,942	12,810	74,752	3,984	2,277
高槻市	8,383	2,955	55,047	12,119	67,166	3,736	781
大東市	1,160	1,805	20,319	4,756	25,075	3,596	1,791
堺市	22,356	6,086	132,317	25,742	158,059	3,386	△ 2,700
摂津市	506	419	19,451	3,482	22,933	2,976	2,557
八尾市	6,745	1,037	44,312	9,295	53,607	2,550	1,513
池田市	1,684	1,426	18,232	4,088	22,320	2,404	978
門真市	3,289	589	23,499	5,533	29,032	2,244	1,655
泉佐野市	0	826	21,444	2,198	23,642	2,198	1,372
高石市	0	1,851	14,482	2,030	16,512	2,030	179
守口市	4,858	599	26,520	6,167	32,687	1,309	710
美原町	946	264	6,841	1,132	7,973	186	△ 78
田尻町	0	132	4,175	151	4,326	151	19
全合計	129,845	109,325	1,458,794	276,825	1,735,619	146,980	37,655

注1) 普通建設事業費支出金については、国庫支出金の内訳の補表<表3-9-補>を参照されたい。
 [出所] 大阪国税局(2001)『大阪国税局統計書平成11年度版』、
 大阪府総務部市町村課(2000)『自治大阪』10月号より作成。

筆者は、地方交付税制度が改革されることを条件として税源拡充後も存続させる立場をとる。その場合には、拡充によって莫大な地方税増加のある不交付団体への対応を考えねばならない。「<付表 xi> 拡充額と普通交付税・国庫支出金との相関」では、拡充額 (K) が普通交付税額 (F) を超える団体 (19団体) について、拡充超過分 (M) と国庫支出金のうち普通建設事業費支出金 (G) との相関を検討している。

普通建設事業費支出金 (以下、「建設補助金」) は、国庫支出金と都道府県支出金うち、普通建設事業にかかる支出金の合計である。国庫支出金の中から特に建設補助金を取り出して削減対象とするのは、それが国による地方団体に対する特定の事務事業を奨励するための補助金であって、政策誘導的性質をもつからである⁶⁾。

19の不交付団体のうち拡充超過分から建設補助金を相殺できるのは16団体 (豊中市・吹田市・茨木市・東大阪市・箕面市・枚方市・高槻市・大東市・摂津市・八尾市・池田市・門真市・泉佐野市・高石

市・守口市・田尻町〔降順〕に及ぶ。大阪市と堺市については、拡充額が大きいものの建設補助金がこれを上回る。地方税の強化によって、不交付団体化だけでなく建設補助金の削減が可能になることは、地方分権の実質化からきわめて重要な意義をもつ。これが第4点。

第五に、労働所得税の基礎税率部分（10%部分）の地方移譲は、段階的に行うことがありうる。このシミュレーションにおける制度への移行は、システムの大改造を必要としないものの、いくつかの段階、具体的にはより低い税率適用の経過措置を経ることになろう。税源拡充の最終目標が道府県に5%、市町村に5%、合わせて地方に10%移譲だとしても、例えば、導入時に半分の2.5%、2.5%、合わせて5%という段階を踏むことがありうる。そうなれば、不交付団体数の増加数や交付税依存度の低下は緩慢となる。経過措置をどの程度のスパンで行うかは別にしても、拡充超過分についての対処を考慮する期間ともなるだろう。

本稿のシミュレーションは普遍的意義をもち、特に多数の都市を抱える4大府県や、その他の都市的地域の市町村に対する妥当性が高い。また、おおよそ全国的にも当てはまる。不交付団体の増加と交付税依存度の低下は、国民の税負担配分にも影響を与える。個人住民税拡充後のミクロレベルの負担を3つの課税所得について見ると次のようになる。課税所得が330万円の者は、これまで国税所得税として納付していた33万円が0円になり、地方に個人住民税55.2万円を納付する。課税所得が700万円の者は107万円の所得税が74万円に減少するが、92.2万円を地方に納付することになる。いずれの場合も、所得税納付額と個人住民税納付額の比率が逆転する。

〈表11〉個人住民税のミクロレベルの負担額変化

単位：万円

課税所得	所得税額	個人住民税額		
		市町村	府県	計
330	0 [33]	$200 \times 0.03 = 6$ $(130 - 10) \times 0.08 = 9.6$	$330 \times 0.02 = 6.6$	$33 + 22.2 = 55.2$ [22.2]
600	$(600 - 330) \times 0.2 = 54$ [33 + 54 = 87]	$200 \times 0.03 = 6$ $(400 - 10) \times 0.08 = 31.2$	$600 \times 0.02 = 12$	$33 + 49.2 = 82.2$ [49.2]
700	$(700 - 330) \times 0.2 = 74$ [33 + 74 = 107]	$200 \times 0.03 = 6$ $(500 - 10) \times 0.08 = 39.2$	$700 \times 0.02 = 14$	$33 + 59.2 = 92.2$ [59.2]

注) []内の数字は拡充前の税額である。市町村民税の計算において10万円を控除しているのは、人的諸控除の違いを考慮しているためである。

所得税を移譲するメリットには、地域住民の納税者意識および自治体行財政へのチェック機能の向上がある⁸⁾。地方自治体に納付する税額が多くなれば、それに伴って住民の自治体への目は厳しくなる。自治体にはアカウントビリティ（説明責任）が求められ、多数の情報が公開されるだろう。そして住民はその情報を得て、自らも自治体の主権者としての責任を果たさねばならない。

1) 財政自立度は、歳入に占める地方税の割合である。「財源」自立度と呼ぶこともできるが、ここでは自立度の上昇が地方分権の推進につながりそれを期待する意味も含めて「財政」自立度と呼ぶことにした。

2) 移譲によって不交付団体化する19団体について

〔〈付表x〉移譲額と普通交付税・国庫支出金との相関〕において、拡充前の財政自立度（（地方税＋拡充額）／歳入総額）に加えて、歳入総額に拡充額（拡充額－普通交付税額）を加算した新しい歳入総額（C'）を分母とする財政自立度との相互関係も示した。その場合の交付団体となる25団体については、拡充額と現在の普通交付税額の差額をなお普通交付税で補われると考え歳入総額は変化しない。

3) 参考程度であるが、愛知県にシミュレーションの結果を当てはめてみよう。愛知県は88の基礎自治体を持ち、その内訳は31市47町10村である。4大府県の一つである愛知県では88自治体のうち人口20万人超の6都市、10万人超の7都市のうち半数の4都市、合わせて10都市（居住者にして約400万人、

愛知県人口700万人の57%)の不交付団体化が見込まれる。残りの78団体については、税源拡充が行われたとしても交付団体であり続けることになる。

- 4) 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託金、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等。
総務省（2002）『地方財政白書（平成14年度版）』 10頁引用。
 - 5) 都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村の交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがある。
総務省（2002）同書 10, 11頁引用。
 - 6) 国庫支出金は、国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金という分類ができる。国庫負担金とは、義務教育費国庫負担金など、法律に基づいて経費負担区分により国が負担を義務づけられている補助金である。国庫委託金は、国会議員選挙など、本来は国の事務であるものの、便宜上、地方に委託するという場合にかかる費用を交付するものである。
神野直彦・金子勝（1998）『地方に税源を』東洋経済新報社 28, 29頁参照。
- 7)

個人住民税所得割の税率

市町村民税（標準税率）			道府県民税（標準税率）		
課税所得金額 階級	税率	控除額	課税所得金額 階級	税率	控除額
万円 ～200	% 3	円 —	万円 ～700	% 2	円 —
200～700	8	100,000	700万円超	3	70,000
700万円超	10	240,000			

稲垣光隆（2002）『図説 日本の税制（平成14年度版）』財経詳報社 211頁引用。

- 8) 関野満夫（2001）「分権化社会の地方税財政」『地方税財源の改革課題』自治体研究社 42頁参照。

おわりに

所得税と個人住民税所得割はいずれも労働所得（給与所得と事業所得等）を対象に含み、それぞれ就業地、居住地に納付される。したがって労働所得税の一部を個人住民税に移譲してその効果を推計するとき、就業地で納付される労働所得税を居住地に還元ないし帰属させる必要がある。本稿のシミュレーションでは、行列式を用いたモデルによって居住者ベース労働所得税の算出が可能となった。この手法のポイントは大阪府内の44市町村について就業地と居住地が異なる労働所得税の納税者が就業地で納付した税額を府内外で相殺するとともに、居住地の市町村に帰属させたことにある。

大阪府内の44市町村における労働所得税5%分の市町村移譲＝個人住民税拡充に関するシミュレーションの結果、次のことが明らかになった。1999年に不交付団体は4団体であるが、拡充後には15団体増加して19団体になりうる。このなかには人口20万人以上の10都市のうち9（90%）、10～20万人の11都市のうち5都市（45%）が含まれる。全国には20万人以上の都市は107あるが、これらはほぼ不交付団体化できると見られる。10～20万人の122都市のうち、その45%にあたる55市がそうなれば、人口10万人以上の229都市のうち162都市が不交付団体となりうる。これら以

外の都市は、交付団体であっても交付税依存度が大幅に低下する。また、不交付、交付団体を問わず地方税収の歳入に対するウエイトは大きく上昇し、財政自立度が飛躍的に高まることになる。

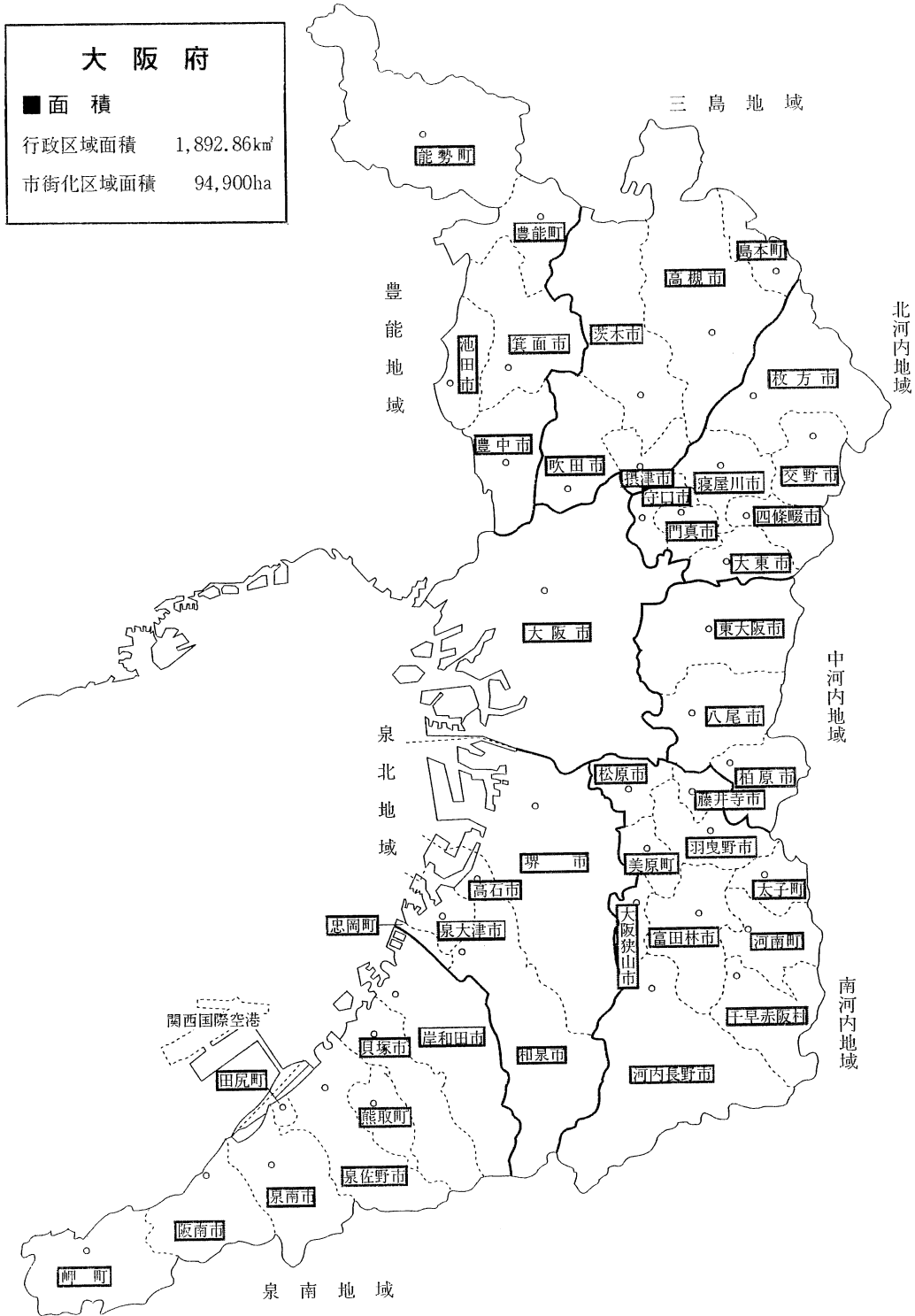
本シミュレーションで想定した制度への移行は、システムの大改造を要しないものの、いくつかの段階、具体的にはより低い税率適用の経過措置がとられることになろう。労働所得税の地方移譲が最終的に基礎税率部分10%分になるとしても、府県、市町村ともまず半分の2.5%、合わせて5%と言う段階を踏むことがありうる。そうなれば、不交付団体の増加数や交付税依存度の低下はより緩慢となる。経過期間をどれほどのスパンで行うかは別としても、それは税収増加が交付税を上回る場合にどうするか（たとえば国庫支出金の縮小）ということや、農村自治体への財政調整のあり方を考慮する期間となるだろう。

個人住民税の拡充は、納税者である市民の側からみると、所得に対する税負担が国から地方に大きくシフトすることを意味する。このことは地域住民の自治体行政への関心を高め、行政に対するチェック機能強化、地方自治の豊富化に大きなインパクトを与える。

付 表

- 〈付表 i〉 大阪府内市町村の位置
- 〈付表 ii〉 大阪府内市町村の財政状況
- 〈付表 iii〉 大阪府内税務署別就業地ベースの労働所得税額
- 〈付表 iv〉 大阪府内市町村別就業地ベースの労働所得税推計
- 〈付表 v〉 大阪府内市町村で就業する15歳以上就業者の居住地別集計表
- 〈付表 vi〉 大阪府内市町村の流出入人口数
- 〈付表 vii〉 大阪府内市町村別の居住地ベース労働所得税
- 〈付表 viii〉 給与階級別の納税者と基礎税率（10%）部分の税額の推計
- 〈付表 ix〉 労働所得税の税率10%部分の推計
- 〈付表 x〉 大阪府内市町村への移譲額推計
- 〈付表 xi〉 拡充額と普通交付税・国庫支出金との相関
- 〈付表 xii〉 国庫支出金・府支出金内訳表

<付表 i>大阪府内市町村の位置



<付表Ⅲ>大阪府内税務署別就業地ベースの労働所得税額

1999年

	申告納税額			申告所得税合計		源泉所得税額		源泉所得税合計		大阪府下税務署別労働所得税	
	単位：千円			単位：千円		単位：千円		単位：千円		単位：千円	
	営業所得税	農業所得税	その他事業所得税	給与所得	報酬・料金等所得	給与所得	報酬・料金等所得	源泉所得税合計	源泉所得税合計	大阪府下税務署別労働所得税	大阪府下税務署別労働所得税
大阪 福島	510,766	-	153,865	664,633	22,797,372	1,015,702	23,813,074	23,813,074	24,477,707	24,477,707	24,477
西 港	210,919	-	299,254	510,173	50,156,968	4,893,507	55,050,475	55,050,475	55,560,646	55,560,646	55,560
天王 寺	453,351	-	231,841	685,192	14,484,858	595,870	15,080,728	15,080,728	15,765,920	15,765,920	15,765
天 王 寺	236,066	-	258,550	494,616	19,965,829	1,843,060	21,808,889	21,808,889	22,303,505	22,303,505	22,303
西 淀 川	269,739	63	56,739	326,541	17,570,701	783,059	18,353,760	18,353,760	18,680,301	18,680,301	18,680
東 淀 川	253,201	570	116,408	370,179	11,332,458	361,452	11,693,910	11,693,910	12,064,089	12,064,089	12,064
東 生 成	265,671	-	128,888	394,559	10,953,810	627,364	11,581,174	11,581,174	11,975,733	11,975,733	11,975
野 旭	733,832	141	223,725	957,698	8,679,506	356,369	9,035,875	9,035,875	9,993,573	9,993,573	9,993
城 東	539,759	728	440,116	980,603	13,344,663	1,010,801	14,355,464	14,355,464	15,336,067	15,336,067	15,336
阿 倍 野	636,248	361	377,141	1,013,750	17,984,887	693,145	18,678,032	18,678,032	19,691,782	19,691,782	19,691
住 吉	251,591	151	353,989	605,731	15,197,652	1,029,411	16,227,063	16,227,063	16,832,794	16,832,794	16,832
東 住 吉	733,354	934	528,331	1,262,619	18,958,222	1,306,247	20,264,469	20,264,469	21,527,086	21,527,086	21,527
西 成	1,017,071	2,377	607,032	1,626,480	17,254,336	690,036	17,944,372	17,944,372	19,570,852	19,570,852	19,570
東 淀 川	463,639	126	258,533	722,298	6,587,960	301,142	6,889,102	6,889,102	7,611,400	7,611,400	7,611
北 淀 川	914,337	159	634,791	1,549,287	39,471,138	3,012,069	42,483,207	42,483,207	44,032,494	44,032,494	44,032
大 東	412,904	-	927,609	1,340,513	131,116,546	12,351,088	143,467,634	143,467,634	144,808,147	144,808,147	144,808
南 大 東	174,715	-	158,943	333,658	36,678,482	24,080,716	60,759,198	60,759,198	61,092,856	61,092,856	61,092
南 大 阪	192,923	-	544,715	737,638	195,320,123	20,710,861	216,030,984	216,030,984	216,768,622	216,768,622	216,768
大 阪 市 合 計	316,751	147	223,351	540,249	42,913,203	5,660,457	48,573,660	48,573,660	49,113,909	49,113,909	49,113
堺	8,586,839	5,757	6,523,821	15,116,417	690,768,714	81,322,356	772,091,070	772,091,070	787,207,487	787,207,487	787,207
東 大 阪	1,665,040	8,413	1,431,427	3,104,880	38,737,488	2,024,082	40,761,570	40,761,570	43,866,450	43,866,450	43,866
岸 和 田	1,598,631	1,842	955,149	2,555,622	38,831,331	1,665,915	40,497,246	40,497,246	43,052,866	43,052,866	43,052
豊 能	567,026	29,888	590,133	1,187,047	12,422,731	806,247	13,228,978	13,228,978	14,416,025	14,416,025	14,416
吹 田	1,278,544	6,585	1,622,320	2,907,449	38,775,090	7,843,752	46,615,842	46,615,842	49,523,291	49,523,291	49,523
吹 田	791,431	424	807,225	1,599,080	36,476,417	1,568,875	38,045,292	38,045,292	39,644,372	39,644,372	39,644
大 津	604,142	7,838	484,882	1,096,862	14,742,705	422,722	15,165,427	15,165,427	16,262,289	16,262,289	16,262
枚 方	1,658,862	8,766	1,253,534	2,919,165	27,241,522	1,299,504	28,541,026	28,541,026	31,460,191	31,460,191	31,460
茨 木	1,087,683	4,640	1,072,436	2,164,759	32,774,995	1,288,332	34,063,327	34,063,327	36,228,086	36,228,086	36,228
八 尾	1,350,287	13,939	771,423	2,135,649	25,907,695	973,270	26,880,965	26,880,965	29,016,614	29,016,614	29,016
泉 佐 野	487,426	37,370	542,355	1,067,153	10,121,460	343,550	10,465,010	10,465,010	11,532,163	11,532,163	11,532
富 田	1,247,502	34,104	724,679	2,006,285	19,039,072	786,990	19,826,062	19,826,062	21,832,347	21,832,347	21,832
門 真	1,437,274	1,614	779,536	2,218,424	42,144,852	2,738,976	44,883,828	44,883,828	47,102,252	47,102,252	47,102
合 計	22,358,689	161,185	17,558,920	40,078,792	1,027,981,072	59,560,141	1,131,065,643	1,131,065,643	1,171,144,435	1,171,144,435	1,171,144

注)1 労働所得税は源泉所得税の中の給与及び報酬にかかる所得税と、申告所得税の中の「その他所得」にかかる所得税を除いた事業所得税の合計である。
[出所] 大阪国税局総務部企画課(2001)『平成11年度 大阪国税局統計書』より作成。

<付表iv>大阪府内市町村別就業地ベースの労働所得税推計

1999 単位:百万円

管轄税務署	申告所得税 (単位:千円)	源泉所得税 (単位:千円)	労働所得税 (単位:千円)	労働所得税 (単位:百万円)	大阪府下市町村	15歳以上就業者数(表側市 区町村が従業地)		大阪府内各市 町村労働所得 税
						総数(人)	就業者割合	
大阪市19署	15,116,417	772,091,070	787,207,487	787,207	大阪市	2,471,708	100.0%	787,207
堺	3,104,880	40,761,570	43,866,450	43,866	堺市	314,611	100.0%	43,866
東大阪	2,555,622	40,497,246	43,052,868	43,052	東大阪市	271,421	100.0%	43,052
岸和田	1,187,047	13,228,978	14,416,025	14,416	岸和田市	78,024	71.3%	10,286
					貝塚市	31,332	28.7%	4,130
					池田市	40,681	17.5%	8,659
豊能	2,907,449	46,615,842	49,523,291	49,523	豊中市	143,540	61.7%	30,553
					箕面市	40,738	17.5%	8,671
					豊能町	3,329	1.4%	709
					能勢町	4,377	1.9%	932
吹田	1,599,080	38,045,292	39,644,372	39,644	吹田市	144,842	72.5%	28,743
					摂津市	54,934	27.5%	10,901
泉大津	1,096,862	15,165,427	16,262,289	16,262	泉大津市	32,000	28.9%	4,707
					和泉市	45,870	41.5%	6,747
					高石市	23,969	21.7%	3,525
					忠岡町	8,723	7.9%	1,283
枚方	2,919,165	28,541,026	31,460,191	31,460	枚方市	122,858	54.6%	17,192
					寝屋川市	83,990	37.4%	11,753
					交野市	17,968	8.0%	2,514
茨木	2,164,759	34,063,327	36,228,086	36,228	茨木市	108,957	47.3%	17,151
					高槻市	113,179	49.2%	17,815
					島本町	8,015	3.5%	1,262
八尾	2,135,649	26,880,965	29,016,614	29,016	八尾市	122,437	62.5%	18,123
					松原市	45,580	23.3%	6,747
					柏原市	28,009	14.3%	4,146
泉佐野	1,067,153	10,465,010	11,532,163	11,532	泉佐野市	52,650	47.6%	5,487
					泉南市	23,099	20.9%	2,407
					阪南市	13,792	12.5%	1,437
					熊取町	10,021	9.1%	1,044
					田尻町	5,336	4.8%	556
					岬町	5,750	5.2%	599
富田林	2,006,285	19,826,062	21,832,347	21,832	富田林市	35,001	21.4%	4,670
					河内長野市	27,414	16.8%	3,658
					羽曳野市	33,311	20.4%	4,445
					藤井寺市	21,783	13.3%	2,907
					大阪狭山市	16,571	10.1%	2,211
					太子町	3,158	1.9%	421
					河南町	4,649	2.8%	620
					美原町	19,756	12.1%	2,636
					千早赤阪村	1,973	1.2%	263
門真	2,218,424	44,883,828	47,102,252	47,102	門真市	86,446	36.1%	17,026
					守口市	80,368	33.6%	15,829
					四条畷市	15,642	6.5%	3,081
					大東市	56,694	23.7%	11,166
全合計	400,787,921	1,131,065,643	1,171,144,435	1,171,144	市全合計	4,874,506	100.0%	1,171,144

注1) 労働所得税は源泉所得税の中の給与及び報酬にかかる所得税と、

申告所得税の中の「その他所得」にかかる所得税を除いた事業所得税の合計である。

注2) 15歳以上就業者数は、1995年の国勢調査の数値である。

[出所] 大阪国税局総務部企画課(2001)『平成11年度 大阪国税局統計書』、総務庁統計局(2001)『平成7年国勢調査報告』より作成。

<付表 v > 大阪府内市町村で就業する15歳以上就業者の居住地別集計表

	表 頭 市 町 村																単位:人
	大阪市	堺市	東大阪市	岸和田市	貝塚市	池田市	豊中市	箕面市	豊能町	能勢町	吹田市	摂津市	泉大津市	和泉市	高石市	忠岡町	
表頭市町村で就業する15歳以上従業員総数	2,471,708	314,611	271,421	78,024	31,332	40,681	143,540	40,738	3,329	4,377	144,842	54,934	32,000	45,870	23,969	8,723	
表頭市町村内に常住	1,108,665	212,928	158,789	50,135	18,516	18,487	78,144	19,297	2,349	3,277	61,971	20,703	15,025	28,938	10,617	3,383	
他市町村に常住	1,363,043	101,683	112,632	27,889	12,816	22,194	65,396	21,441	980	1,100	82,871	34,231	16,975	16,932	13,352	5,340	
府内市町村	856,124	89,355	83,183	25,542	11,904	12,217	43,501	16,741	548	436	62,889	29,519	16,047	15,859	12,602	5,087	
その他市町村	-	2	-	30	39	39	-	16	31	32	2	20	29	-	28	67	
その他都道府県	506,919	12,326	29,449	2,317	873	9,838	21,895	4,684	401	632	19,980	4,692	899	1,073	722	186	

	表 頭 市 町 村																単位:人
	枚方市	寝屋川市	交野市	茨木市	高槻市	島本町	八尾市	松原市	柏原市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町	富田林市	
表頭市町村で就業する15歳以上従業員総数	122,858	83,990	17,968	108,957	113,179	8,015	122,437	45,580	28,009	52,650	23,099	13,792	10,021	5,336	5,750	35,001	
表頭市町村内に常住	83,062	50,823	10,135	55,423	74,321	3,891	68,063	26,068	14,571	25,906	11,835	9,604	5,871	959	4,063	19,783	
他市町村に常住	39,796	33,167	7,833	53,534	38,858	4,124	54,374	19,512	13,438	26,744	11,264	4,188	4,150	4,377	1,687	15,218	
府内市町村	25,862	28,540	6,821	43,436	26,803	2,509	43,620	17,586	9,482	23,500	8,596	3,293	3,740	3,401	1,186	13,539	
その他市町村	13	5	33	7	8	67	6	7	13	22	32	63	14	47	53	15	
その他都道府県	13,921	4,622	979	10,091	12,047	1,548	10,748	1,919	3,943	3,222	2,636	832	396	929	448	1,664	

	表 頭 市 町 村																合計
	河内長野市	羽曳野市	藤井寺市	大塚狭山市	太子町	河内町	美原町	千早赤阪村	門真市	守口市	四條畷市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	
表頭市町村で就業する15歳以上従業員総数	27,414	33,311	21,783	16,571	3,158	4,649	19,756	1,973	86,446	80,368	15,642	56,694	4,874,506	4,874,506	4,874,506	4,874,506	4,874,506
表頭市町村内に常住	17,576	18,887	10,320	7,305	1,910	2,380	6,414	1,184	34,374	37,392	8,630	27,880	2,449,854	2,449,854	2,449,854	2,449,854	2,449,854
他市町村に常住	9,838	14,424	11,463	9,266	1,248	2,269	13,342	789	52,072	42,976	7,012	28,814	2,424,652	2,424,652	2,424,652	2,424,652	2,424,652
府内市町村	7,714	12,660	10,169	8,583	1,064	1,960	12,612	699	45,170	37,476	5,797	24,676	1,712,048	1,712,048	1,712,048	1,712,048	1,712,048
その他市町村	24	10	13	12	34	10	15	36	16	11	42	12	975	975	975	975	975
その他都道府県	2,100	1,754	1,281	671	150	299	715	54	6,886	5,489	1,173	4,126	711,629	711,629	711,629	711,629	711,629

【出所】総務庁統計局『平成7年国勢調査報告 第6巻 従業地・通学地による人口 I 人口の男女・年齢・就業者の産業(大分類) その2 都道府県・市区町村編 27大阪府』より作成。

所得税の市町村移譲シミュレーションとその含意(内山・新田)

<付表 vi> 大阪府内市町村の流出人口数

単位:人

Table with columns for various municipalities and numerical data. The table is organized into a grid with multiple columns for each municipality, including Osaka, Sakai, Hyogo, and Kyoto prefectures. The data represents population outflows and other metrics.

注1) 大阪府の総計養老人数は1874,806人である。注2) 大阪府の総計養老人口は437,033人である。注3) その他市町村は、調査と合計数の調整数、または分界不能数と考えられる。注4) 総計部分の数字は、表制市から流出し流入している者、すなわち表制市で労働して居る者の数値である。[出所] 総務庁統計局平成7年国勢調査報告 第6巻「従業者・通学児による人口」人口の男女・年齢、職業別の産業(大分類) その2 都道府県・市区町村編 27大阪府より作成。

<付表 vii> 大阪府内市町村別の居住地ベース労働所得税

単位: 人、百万円

	就業地ベース の労働所得税	従業員数	一人あたり 労働所得税	居住地ベース の労働所得税
大阪市	787,207	2,471,708	0.318	390,196
堺市	43,865	314,611	0.139	75,710
東大阪市	43,050	271,421	0.159	53,394
岸和田市	10,284	78,024	0.132	15,263
貝塚市	4,130	31,332	0.132	6,338
池田市	8,659	40,681	0.213	12,024
豊中市	30,551	143,540	0.213	48,378
箕面市	8,671	40,738	0.213	14,404
豊能町	709	3,329	0.213	2,644
能勢町	932	4,377	0.213	1,346
吹田市	28,742	144,842	0.198	40,729
摂津市	10,901	54,934	0.198	10,240
泉大津市	4,706	32,000	0.147	6,037
和泉市	6,746	45,870	0.147	13,369
高石市	3,525	23,969	0.147	5,969
忠岡町	1,283	8,723	0.147	1,419
枚方市	17,191	122,858	0.140	37,678
寝屋川市	11,752	83,990	0.140	26,383
交野市	2,514	17,968	0.140	6,761
茨木市	17,149	108,957	0.157	26,799
高槻市	17,814	113,179	0.157	35,645
島本町	1,262	8,015	0.157	2,840
八尾市	18,122	122,437	0.148	27,337
松原市	6,746	45,580	0.148	13,521
柏原市	4,146	28,009	0.148	7,662
泉佐野市	5,486	52,650	0.104	6,466
泉南市	2,407	23,099	0.104	4,141
阪南市	1,437	13,792	0.104	3,894
熊取町	1,044	10,021	0.104	2,978
田尻町	556	5,336	0.104	443
岬町	599	5,750	0.104	1,371
富田林市	4,670	35,001	0.133	10,507
河内長野市	3,658	27,414	0.133	10,508
羽曳野市	4,444	33,311	0.133	10,938
藤井寺市	2,906	21,783	0.133	6,422
大阪狭山市	2,211	16,571	0.133	5,171
太子町	421	3,158	0.133	1,091
河内町	620	4,649	0.133	1,244
美原町	2,636	19,756	0.133	3,330
千早赤阪村	263	1,973	0.133	621
門真市	17,025	86,446	0.197	16,275
守口市	15,828	80,368	0.197	18,138
四條畷市	3,081	15,642	0.197	6,014
大東市	11,166	56,694	0.197	13,989
その他 都道府県	1,498,461	10,146,997	0.148	196,009
合計	1,171,113	15,021,503		1,201,633

(居住地ベースの労働所得税合計) - (その他都道府県の居住地ベースの労働所得税) = 1,005,624 (百万円)

[出所] 従業員数は総務庁統計局(2001)『平成7年国勢調査報告』による1995年の数値。

税額は大阪国税局総務部企画課(2001)『平成11年度 大阪国税局統計書』による1999年の数値。

<付表 viii> 給与階級別の納税者数と基礎税率(10%)部分の税額の推計

一年間を通じて勤務した給与所得者 ^{注1)}

1999

給与階級	納税者 人	税額 百万円	一人あたり 税額 百万円	基礎税率部 分推計額 百万円
100万円以下	420,453	12,460	0.030	12,460
100万円～200万円未満	3,683,019	120,810	0.033	120,810
200万円～300万円未満	6,227,664	443,091	0.071	443,091
300万円～400万円未満	7,404,789	773,245	0.104	773,245
400万円～500万円未満	4,136,278	822,339	0.199	822,339
500万円～600万円未満	4,481,571	749,476	0.167	749,476
600万円～700万円未満	3,060,543	632,455	0.207	632,455
700万円～800万円未満	2,232,001	620,183	0.278	620,183
小計	31,646,318	4,174,059	0.132	4,174,059
800万円～900万円未満	1,574,959	593,872	0.377	519,736
900万円～1000万円未満	1,070,061	549,308	0.513	353,120
1000万円～1500万円未満	1,893,531	1,679,791	0.887	624,865
1500万円～2000万円未満	431,341	947,773	2.197	142,343
2000万円～2500万円未満	81,219	343,104	4.224	26,802
2500万円超	83,046	764,870	9.210	27,405
小計	5,134,157	4,878,718	0.950	1,694,272
計	36,780,475	9,052,777	0.246	5,868,331

実額

納税者数に33万円
を乗じた額1年未満勤続者 ^{注2)}

1999

給与階級	納税者 人	税額 百万円	一人あたり 税額 百万円	基礎税率部 分推計額 百万円
100万円以下	1,228,677	17,885	0.015	17,885
100万円～200万円未満	1,280,979	47,367	0.037	47,367
200万円～300万円未満	958,753	68,727	0.072	68,727
300万円～400万円未満	263,280	28,465	0.108	28,465
400万円～500万円未満	116,701	15,695	0.134	15,695
500万円～600万円未満	57,477	11,944	0.208	11,944
600万円～700万円未満	29,300	5,325	0.182	5,325
700万円～800万円未満	21,710	6,596	0.304	6,596
小計	3,956,877	202,004	0.051	202,004
800万円～900万円未満	15,577	9,079	0.583	5,140
900万円～1000万円未満	11,588	5,653	0.488	3,824
1000万円～1500万円未満	25,527	26,045	1.020	8,424
1500万円～2000万円未満	3,728	10,428	2.797	1,230
2000万円～2500万円未満	962	3,596	3.738	317
2500万円超	223	1,596	7.157	74
小計	57,605	56,397	0.979	19,010
計	4,014,482	258,401	0.064	221,014

実額

納税者数に33万円
を乗じた額

[出所]国税庁長官官房企画課編(2000)「平成11年分 税務統計から見た民間給与の実態 一国税庁民間給与実態統計調査結果報告」より作成。
ただし、この資料の調査対象には(1)日雇労働者(2)公務員(3)源泉での納税がない事業所の従業員を含んでいない。

注1) 平成11年の1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた者をいう。

注2) 年の途中で就業したものをいい、12月31日現在就業している者をいう。

<付表ix>労働所得税の税率10%部分の推計

各種所得税		推計方法	1999年 単位:百万円
			基礎税率部分の所得税額
給与所得税	10,319,434	1年以上民間勤務者	5,868,331
		1年未満民間勤務者	221,014
		公務員等 ^{注)1}	659,194
報酬等	1,096,231	× 80%	876,985
申告所得税のうち 事業所得税 ^{注)2}	556,250	× 90%	500,625
労働所得税	11,971,915		8,126,149

労働所得税に占める基礎税率部分 $8,126,149 / 11,971,915 = 67.9\%$

注)1 公務員等については以下の割合で推計する。

公務員等給与所得税 = 給与所得税総額 - (1年以上民間勤務者 + 1年未満民間勤務者) = 1,008,256

1年以上民間勤務者税額 : 1年未満民間勤務者税額 = 9,052,777 : 258,401 = 97.2 : 2.8

公務員等を上記割合で案分した場合の税額 980,025 : 28,231

税額全体に占める基礎税率部分割合

1年以上民間勤務者 5,868,331 / 9,052,777 = 64.8%

1年未満民間勤務者 221,014 / 258,401 = 85.5%

公務員等給与所得税を上記割合を乗じた場合の基礎税率部分

1年以上勤務者 635,056

1年未満勤務者 24,138

計 659,194

注)2 申告所得税(営業・農業・その他事業・その他から発生する所得にかかる所得税)のうち、
営業所得者、農業所得者、その他事業所得者にかかる所得税の合計。

[出所] 国税庁編(2001)『第125回 国税庁統計年報書<平成11年度版>』大蔵財務協会 52頁から65頁、106頁から111頁
 国税庁長官官房企画課編(2000)『平成11年分 税務統計から見た民間給与の実態—国税庁民間給与実態統計調査結果報告』
 大蔵省 101頁102頁 より作成。

Abstract

— Title —

“An Analysis & Its Implication of Simulations of the Income Tax Source’s Transfer to the basic Autonomies from the Central Government in Japan”

〈Abstract〉

We have focused on the study of the redistribution of the tax sources between the central and local government to realize the decentralization of their revenue in Japan. The most important measure of its redistribution is to transfer the major part of earned income tax to the local income tax, that is, the personal inhabitant tax in basic and prefectural autonomy.

We simulated the effects of the transfer of the income tax to the individual basic local government in a case of 44 autonomies in Osaka area which is an urban one as a whole with the fiscal data of 1999, and demonstrated the implication of the simulation.